



1月14日に市内各地でどんど焼きが行われ、地域の人達が大量集まり年中の無病息災を願って団子を焼きました<早川(写真上)・小園(写真下)地内にて>

市政に対する

道徳教育を充実し 子ども達が命の尊さを学べる機会を

新政会 綱嶋 洋一

問 教育は人づくりであり、その一翼を担う教職員の役割は重要なが、相次ぐ不祥事は、児童・生徒及び保護者をはじめ地域住民に教育に対する信頼を失墜させる一因となっている。教職員には聖職として確固たる使命感と倫理観が求められているが、服務と綱紀の保持にどのように対応していくのか。また、重要性が高まっている子ども達への道徳教育の充実には家庭と地域社会との連携を深めることが大切だが、その取り組みは、犯罪が低年齢化し残酷な事件が

増加している中、命の尊さを学ぶ教育はどのように進めているのか。
答 本市の教職員に対しては、これまで時宜をとらえて厳正な服務と綱紀の保持を促してきたが、今後、校長会や研修会等の機会を通して徹底し、より一層の信頼を得ていきたい。道徳教育の充実については、保護者の代表や学校関係者等を委員とする心の教育推進協議会を開催し

時代を超えたバリアフリーの公共施設を目指して

神奈川ネット 渡部 市代

問 本市ではバリアフリー都市宣言をしているが、公共施設のバリアフリー化に対し、これまでさまざまな角度からいろいろな問題が指摘されてきた。これはどの時代にも通用する普遍的なものを造らなかつたからであり、今後は時代を超えて通用するバリアフリー化が必要である。災害時の避難場所である小・中学校体育館入口のバリアフリー化は重要である。障害を持つ子が積極的に通

協議を重ねるとともに、地域に根差した道徳自作資料を作成し、今年度からすべての学校で道徳の時間に積極的に活用している。また、命の尊さの教育は、感動的な資料を通して命の大切さを親子で話し合う機会を設けるなどの取り組みを行っている。(他に「道路標識の設置位置について」「放置自動車について」を質問)

学できるようにすることで心のバリアフリーを育てることにつながるなど、ソフト面とハード面のバリアフリーについての基本的な考えは、
答 人にやさしいまちづくりを基本目標にバリアフリー都市宣言をし、毎年、市のバリアフリーのまちづく

土日開庁やコンビニの活用で納税しやすいシステムを

公明党 出口けい子

問 デフレ経済による長期不況の中、市税等の収納率が低下傾向にある。市税は、五年間の徴収期間に納付されない時効により不納欠損として処理されることから、まじめに納付している市民からすると不公平である。収納率を向上させるためには、市民の就業時間と重なる今まで

り推進計画に基づき事業を進めている。ハード面は公共施設等のバリアフリー化のものづくりを、ソフト面は人材育成等のひとりづくり、社会参加促進等の場づくり、推進体制の確立等のしくみづくりを基本にしている。また、バリアフリー推進協議会からの意見を事業に反映している。その他、広報により市民の理解を求めるとともに、宣言記念日には記念講演会や福祉学習発表会を開催するなど、啓発に努めている。(他に「ごみ削減五〇%に向けて」を質問)



公明党

松澤 堅一

あやせっ子ふれあいプラザを充実し 全国の模範事業に

問 文部科学省は、平成十六年度から三カ年計画で、地域の大人の力を結集して社会全体で子どもを育てる子どもの居場所づくり新プランを実施している。この新プランは、地域子供教室推進事業と家庭教育の充実を柱としているが、どのように取り組んでいくのか。本市で既に

に実施しているあやせっ子ふれあいプラザを特定財源の活用により全国の模範事業となるよう、充実に取り組みたい。また、市の南部には児童館がないので、老朽化した綾南地区センターを改築時に複合施設にして設置することはできないか。
答 現在、新プランの事業実施に向け県と調整中だが、具体的な実施要領等は年明けに国から提示されるため、事業内容等を見極め取り組んでいきたい。本市は、既に平成十年度から全国に先駆けて子どもの居場所づくりの一環としてあやせっ子ふれあいプラザを開設し、全国各地から多くの関心が寄せられており、さらに充実に向け特定財源の確保に努力したい。また、綾南地区センターは防衛補助を受けているため法的に建て替えは難しいが、中長期的に見ながら複合施設も含めて内部で検討していきたい。(他に「市民協働のまちづくりをめざして」を質問)

喫煙者が人目を気にせず 喫煙できる場所の確保を

あやせ市民会議 中野 昌幸

問 八月一日より、市庁舎、体育館、文化会館等での館内全面禁煙が、受動喫煙防止対策、健康増進の目的で実施された。喫煙者には屋外に喫煙場所を設置しているが、市民から、そこでの姿勢はあまり格好よくないと、声がある。喫煙者にとっては精神的にもかけがえのないことであるため、人目を気にせず喫煙できる場所を確保するか、明確になるよう看板を掲げないか。また、健康増進法の施行以来、国や県でも健康プランが策定され、その取り組みがスタートしているが、本市の健康プラン策定の時期と主な内容及び禁煙対策、受動喫煙防止対策の位置づけは。

答 禁煙対策については、平成十八年十一月の新庁舎移転時からリフレックスコーナーでの分煙措置により取り組んできたが、平成十五年五月に施行された健康増進法の趣旨に基づき、八月より各公共施設の施設内を全面禁煙とした。市庁舎では、屋外に八カ所の喫煙場所を設けているが、喫煙場所を明確にするためマーク等による表示をしていく。本市の健康プランは、健康日本21等を基本に乳幼児等の健康問題や成人予防に対する問題の啓発、相談等を柱として、今年度中に策定を終わる予定であり、この中で、たばこの害についても重要な柱と位置づけている。